# 応急給水とは?

東京都水道局　地崎　恭弘
（令和６年度抄録委員会委員）

地震などの災害発生により水道が使えなくなった場合でも、住民のみなさまに飲料水等を届けることをいいます。以下のように様々な方法がありますので、簡単にご紹介します。

## 1　給水車による運搬給水

給水車とは、災害や断水で飲料水が確保できないときに飲料水を輸送する車両です。浄水場、配水池等の給水基地で、車両に据え付けられたタンクに水を貯め、応急給水拠点や救急病院等の重要施設に水を運搬します。運搬先では、給水車に搭載されている給水栓や、給水車に直結させた仮設給水栓を使用して直接給水するほか、応急給水拠点等に設置された仮設水槽や救急病院の貯水槽に給水します。なお、給水車から直接給水するよりも仮設水槽に給水する方が給水車の稼働率を向上させることができます。

図 -1　給水車

図 -2　給水車からの直接給水

## 2　耐震性貯水槽

給水拠点等に設置された貯水槽から給水する方法です。貯水槽は水道管とつながっており、水が入れ替わる仕組みとなっているので、常に新鮮な水が供給されています。また、地震や災害などが起きたときは貯水槽の中の飲み水を守るため、水の出入りを止めます。

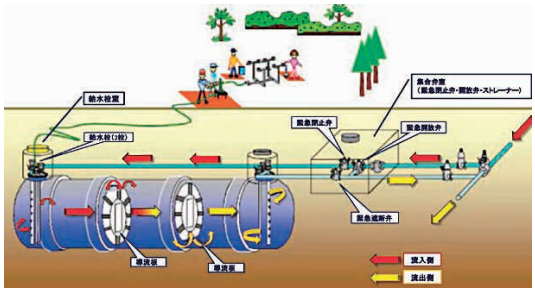


図 -3　耐震性貯水槽からの応急給水

## 3　消火栓等

消火栓等に給水栓等を設置して給水する方法です。

図 -4　消火栓からの応急給水

## 4　防災用井戸

小中学校や公園等に整備されており、深さ約150m の井戸から地下水をくみ上げ、沪過機、塩素滅菌を通じ飲料水を給水します。

（参考）
・国土交通省　令和７年度上下水道予算概算要求の概要
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001769397.pdf
・日本水道協会　地震等緊急時対応の手引き（令和２年４月改訂）